



福岡医発第97号（地）
令和2年4月7日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の
遺体の引渡しの取扱いについて

標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課及び同省医薬・生活衛生局生活衛生課より日本医師会を通じて、別添のとおり連絡がありました。

新型コロナウイルス感染症の発生状況ならびに感染拡大防止の観点から、同ウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の遺体を、医療機関等から遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者に引き渡す際の、医療機関等から情報伝達の徹底と、プライバシー保護への配慮等について、別添のとおり事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

また、本事務連絡と同様の内容が、下記の厚生労働省ホームページに掲載の「新型コロナウイルスに関するQ&A（医療機関・検査機関向け）」のQ21として反映されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00004.html#Q21

問 21 新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体を搬送作業や火葬作業に従事する者に引き渡す際に、伝えるべき事項はありますか。

医療機関等は、遺体が新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨の伝達を徹底して下さい。

なお、その際は、伝える相手を必要最低限とするなどプライバシー保護にも十分配慮して下さい。

以上

(健Ⅱ357・法安215・地504)

令和2年3月31日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

警察活動に協力する医師の部会 代表者 殿

日本医師会

常任理事

釜 菫 敏

常任理事

城 守 国 斗

(公印省略)

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の
遺体の引渡しの取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生状況ならびに感染拡大防止の観点から、同ウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方(検査中の方など)の遺体を、医療機関等から遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者に引き渡す際の、医療機関等からの情報伝達の徹底と、プライバシー保護への配慮等について、今般、厚生労働省健康局結核感染症課及び同医薬・生活衛生局生活衛生課から都道府県等衛生主管部(局)あてに、別添のとおり事務連絡が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

また、本事務連絡と同様の内容が、厚生労働省ホームページに掲載の「新型コロナウイルスに関する Q&A(医療機関・検査機関の方向け)」の Q21(下記 URL)として反映されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q21

つきましては、本事務連絡の内容について、関係医療機関ならびに死体検案に従事する機会の多い警察活動に協力する医師への周知にご高配賜りますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和2年3月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の
引渡しの取扱いについて（周知）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の遺体の引渡しの取扱いについて別添のとおりとしましたので、新型コロナウイルス感染症の診断や治療に対応いただいている貴下団体会員等に対する周知の方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡
令和2年3月30日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の
引渡しの手続きについて（周知）

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の遺体の引渡しの手続きについて下記のとおりとしましたので、貴管内の医療機関等に対しても周知いただきますようお願いいたします。

記

新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方（検査中の方など）の遺体の引渡しの手続きについて、医療機関等は、遺体が新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いのある場合、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨の伝達の徹底をお願いします。

なお、その際は、伝える相手を必要最低限とするなどプライバシー保護にも十分配慮して下さい。

また、これをもとに、当省ホームページの「新型コロナウイルスに関するQ & A」も一部変更しましたのでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_ever_qa_00004.html#Q21